

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

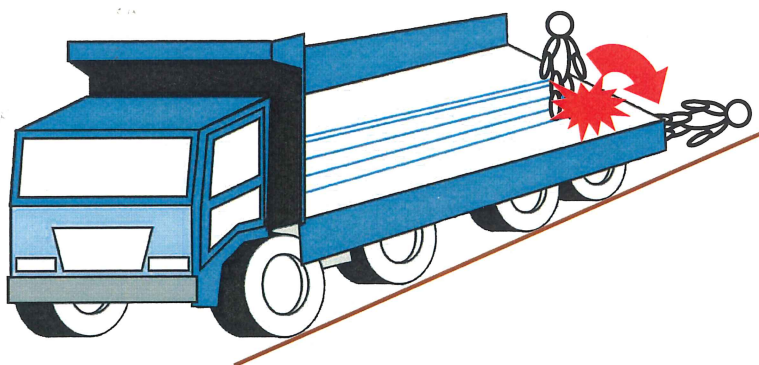
災害発生情報 No.82

2015. 8. 21
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

【墜落・転落災害】

業種	道路貨物運送業	経験	2年	年齢	39歳	男女	男性
発生月	_____		発生時刻	16時45分			
発生状況	荷主先において、大型トラックの荷台上で荷物を積み込み中、荷物に足を引っ掛けた際にバランスを崩し、背中から地面に落下した。						
負傷の程度／部位	背中打撲		休業見込	1か月			



◆ 再発防止のアドバイス

- 1 地上で可能な作業は地上から行うこととし、やむを得ず荷台上上がる場合は、トラックに安全带取付設備や作業床を確保し、安全带を使用して作業しましょう。
- 2 荷の形状、大きさなどから、トラック側での対策が困難な場合は、荷の積み降ろし場所に移動式プラットホームを設置する、可搬式昇降設備を設置するなど、荷主等に対し、安全な作業が遂行できるよう協力を依頼しましょう。

◆ コメント

No.73でも書きましたが、陸運業における労働災害は過去20年間、減少傾向は見られません。荷役作業は、荷主や配送先、元請事業者など（以下、荷主等）の管理下で作業することが多いこと、運転者が単独で作業することが多いことから、陸運業者からすると安全管理が行き届きにくい作業といえます。

平成25年3月に策定された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷主等の皆様に陸運事業者と連携して荷役災害防止に取り組むことを求めています。荷主等と陸運事業者による安全衛生協議組織の設置、余裕を持った着時刻の指定、荷役作業を陸運事業者に行わせる場合の事前通知、墜落・転落防止のための施設等の整備などが明記されています。添付した資料も参考とし、「安全衛生協議組織の設置」から始めてみましょう。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事故ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。